

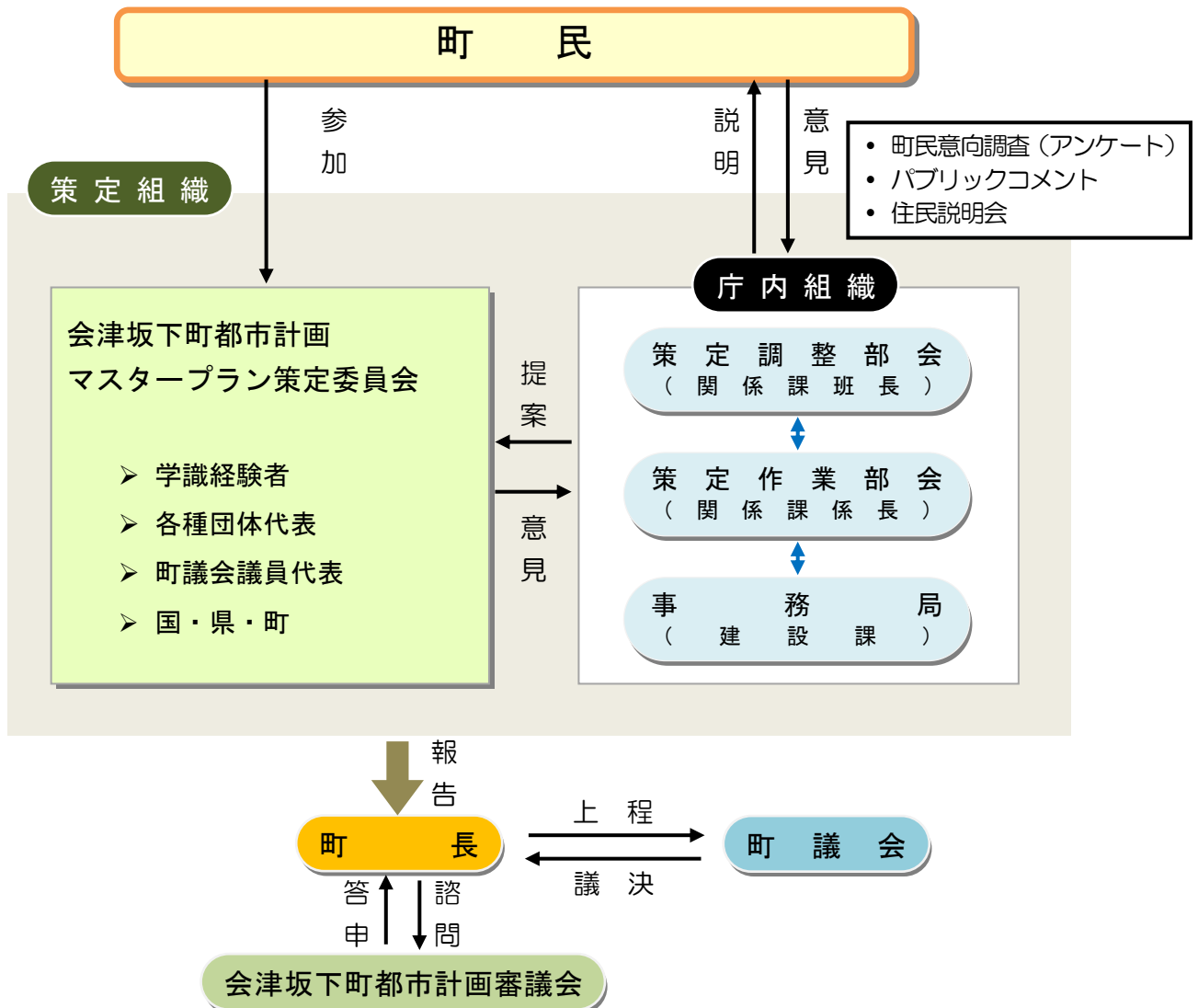
資 料

1. 会津坂下町都市計画マスタープランの検討体制

(1) 検討体制

会津坂下町都市計画マスタープランを検討する体制は、町民の皆様の意見を反映させる組織として「策定委員会」、行政内の検討組織として「策定調整部会」・「策定作業部会」を設置し、協働による計画づくりを進めました。

● 会津坂下町都市計画マスタープラン検討体制図



会津坂下町都市計画マスタープラン策定委員会等設置要綱

(目的及び設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項に規定する都市計画に関する基本的な方針(会津坂下町都市計画マスタープラン)を町の創意工夫のもとに、住民の意見を反映させ、都市づくりの基本的な将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき市街地像や整備課題に応じた整備方針、その他都市施設に関する計画等をきめ細かく定めることを目的として、会津坂下町都市計画マスタープラン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(活動内容)

第2条 委員会は、会津坂下町都市計画マスタープラン策定にかかる次の事項を協議する。

- (1) 会津坂下町都市計画マスタープラン策定に関する事項
- (2) 会津坂下町都市計画マスタープランの実施並びに関連する施策の調整に関する事項
- (3) その他、第1条の目的を達成するために必要と認められる事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 町内各種団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他町長が必要と認める者

(委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長は委員の互選により定める。

3 副委員長は委員長が指名し、委員長に事故ある時又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は委員長が招集する。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(調整部会及び作業部会)

第6条 委員会は、必要となる事項の調整等のため、調整部会及び作業部会を設置することができる。

2 調整部会及び作業部会は、別表に掲げる者をもって組織する。

3 特別な事項を協議するため必要があるときは、別に関係職員等の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、会津坂下町建設課都市土木班に置くものとする。

(委嘱期間)

第8条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日より施行する。

(2) 体制名簿

● 会津坂下町都市計画マスタープラン策定委員会委員

(順不同/敬称略)

役 職	所属団体・役職等	氏 名
委員 長	元会津大学短期大学部学部長	牧 田 和 久
委 員	国土交通省東北地方整備局 郡山国道事務所調査課長	板 垣 浩 美 (橋 本 幸 雄)
委 員	福島県会津若松建設事務所 企画調査課長	齋 藤 雅 敏
委 員	福島県会津地方振興局 企画商工部地域づくり商工労政課 副部長兼地域づくり商工労政課長	三 塚 淳
委 員	福島県会津農林事務所 企画部 部長	宍 戸 潤 一
委 員	会津坂下町区長・自治会長会会長	波多野 健 悟 (山 口 孝 輝)
副委員長	会津坂下町振興計画審議会長 (社会福祉協議会)	高 久 庄 三
委 員	会津坂下町商工会副会長	荒 井 仁
委 員	会津坂下町工業振興協議会長	星 貴
委 員	会津坂下町農業委員会 会長職務代理者	渡 部 吉 弘
委 員	会津坂下町観光物産協会専務理事	樋 口 栄 一
委 員	会津坂下町建設業組合副組合長	宮 本 利 典
委 員	会津坂下青年会議所理事長	二 瓶 浩 孝 (田 村 圭) (上 野 朗 弘)
委 員	坂下地区地域づくり協議会長	鶴 見 常 夫
委 員	会津坂下町都市計画審議会長	原 幸 二
委 員	坂下東第一地区土地区画整理審議会長	藤 田 保 彦
委 員	会津坂下町議会副議長	猪 俣 恒 雄
委 員	会津坂下町副町長	日 下 亮

注：() 内は前任者

● 会津坂下町都市計画マスタープラン策定調整部会

役 職	所 属 等	氏 名
部 会 員	総務課 行政管理班 班長	大 島 光 昭
部 会 員	総務課 危機管理班 班長	板 橋 正 良
部 会 員	政策財務課 政策企画班 班長	上 谷 圭 一
部 会 員	政策財務課 財務管理班 班長	佐 藤 暢一郎
部 会 員	生活課 福祉健康班 班長	佐 藤 美千代
部 会 長	建設課 上下水道班 班長	高 畑 良 雄
副部会長	産業課 農林振興班 班長	山 内 義 仁
部 会 員	産業課 商工観光班 班長	小 林 ひろ美
部 会 員	教育課 教育総務班 班長	田 部 嘉 之
部 会 員	子ども課 子ども支援班 班長	江 花 孝

平成 29 年 3 月現在

● 会津坂下町都市計画マスタープラン策定作業部会

役 職	所 属 等	氏 名
部 会 長	総務課 行政管理班 総務人事係長	新井田 英
部 会 員	総務課 危機管理班 防災消防交通係長	成 田 一 成
部 会 員	政策財務課 政策企画班 企画調整係長	蓮 沼 英 樹
部 会 員	政策財務課 財務管理班 管財国土調査係長	小 林 正 明
部 会 員	生活課 福祉健康班 社会福祉係長	長谷川 裕 一
部 会 員	建設課 都市土木班 土木建築係長	松 田 勝 義
副部会長	建設課 上下水道班 施設係長	遠 藤 幸 喜
部 会 員	産業課 農林振興班 振興係長	猪 股 裕 信
部 会 員	産業課 商工観光班 商工係長	渡 部 聡
部 会 員	教育課 教育総務班 総務係長	佐 藤 秀 一
部 会 員	子ども課 子ども支援班 子育て支援係長	鈴 木 千代子

平成 29 年 3 月現在

2. 会津坂下町都市計画マスタープランの検討・策定の経緯

会津坂下町都市計画マスタープランの主要な検討・策定の経緯等は、次のとおりです。

● 経緯

[平成 27 年度]

開催日等	開催会議等	主な協議項目等
平成 27 年 6 月 23 日	第 1 回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委員委嘱 ・会津坂下町都市計画マスタープランについて ・町民意識調査（アンケート）について
平成 27 年 6 月 24 日	第 1 回策定調整部会 第 1 回策定作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・会津坂下町都市計画マスタープランについて ・町民意識調査（アンケート）について
平成 27 年 6 月 30 日	町民意向調査票配布	<ul style="list-style-type: none"> ・調査期間（H27. 6. 30～H27. 8. 3）
平成 27 年 8 月 20 日	平成 27 年度第 1 回会津坂下町都市計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・会津坂下町都市計画マスタープランについて ・町民意識調査（アンケート）について
平成 27 年 9 月 30 日	第 2 回策定作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・会津坂下町の現況 ・まちづくりの総合的な課題について
平成 27 年 10 月 20 日 平成 27 年 10 月 21 日	策定作業部会ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒアリングシートに基づく聞き取り
平成 27 年 11 月 27 日	第 3 回策定作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・会津坂下町の現況 ・都市計画の目標 ・都市づくりの基本方針 ・地域区分
平成 27 年 12 月 4 日	第 2 回策定調整部会	<ul style="list-style-type: none"> ・会津坂下町の現況 ・都市計画の目標 ・都市づくりの基本方針 ・地域区分
平成 27 年 12 月 17 日	第 2 回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・会津坂下町の現況 ・都市計画の目標 ・都市づくりの基本方針 ・地域区分

[平成 28 年度]

開催日等	開催会議等	主な協議項目等
平成 28 年 10 月 13 日	第 4 回策定作業部会	・会津坂下町都市計画マスタープラン 素案
平成 28 年 10 月 13 日	第 3 回策定調整部会	・会津坂下町都市計画マスタープラン 素案
平成 28 年 10 月 19 日	第 3 回策定委員会	・会津坂下町都市計画マスタープラン 素案
平成 28 年 11 月 14 日	平成 28 年度第 1 回会津坂下 町都市計画審議会	・会津坂下町都市計画マスタープラン 素案
平成 28 年 12 月 16 日	住民説明会	・会津坂下町都市計画マスタープラン 素案
平成 29 年 1 月 31 日	第 5 回策定作業部会	・会津坂下町都市計画マスタープラン 原案
平成 29 年 1 月 31 日	第 4 回策定調整部会	・会津坂下町都市計画マスタープラン 原案
平成 29 年 2 月 6 日	第 4 回策定委員会	・会津坂下町都市計画マスタープラン 原案
平成 29 年 2 月 10 日	平成 28 年度第 2 回会津坂下 町都市計画審議会	・会津坂下町都市計画マスタープラン 原案 諮問・答申

● 町民意識調査（アンケート）の実施状況

項 目	内 容
①調査地域・対象	町内に居住する年齢満 20 歳以上の世帯主 (H. 27. 7 時点)
②調査票の配布数	1, 000 票
③抽出方法	無作為抽出
④調査時期	平成 27 年 6 月 30 日～平成 27 年 8 月 3 日
⑤調査票回収数	381 票 (回収率 38. 1%) [坂下地区：204 票、若宮地区：43 票、金上地区：38 票、広瀬地区：31 票、川西地区：25 票、八幡地区：28 票、高寺地区：6 票、不明：6 票]

● 住民説明会

開 催 日	開 催 場 所	参加人数
平成 28 年 12 月 16 日	中央公民館 大研修室	29 人

● パブリックコメント

会津坂下町都市計画マスタープラン(素案)に対する意見募集について、次のとおり実施しました。

① 実施時期等

- ・意見募集期間：平成 28 年 12 月 27 日から平成 29 年 1 月 25 日まで
- ・ 閱 覧 場 所：会津坂下町ホームページ
会津坂下町役場 2 階 建設課
- ・意見提出方法：郵送、持参、電子メール、ファックス

② 意見提出者 0 人

③ 意見件数 0 件

会津坂下町都市計画マスタープラン策定のための町民意識調査

～調査についてのお願い～

日頃から町民の皆様には、町政発展にご協力いただきありがとうございます。

町では、町の長期的なまちづくりの基本となる「会津坂下町都市マスタープラン」を平成9年6月に策定し、これに基づきまちづくりに取り組み、土地区画整理事業や都市計画道路の整備などを実現してきました。

しかし、マスタープラン策定から20年余りが経過し、その間、まちづくりを取り巻く状況は大きく変化しています。そこで、新たに20年後を目標とする都市計画マスタープランを策定することとしました。

このアンケート調査は、会津坂下町にお住まいの皆さんが、町の現況や将来に対してどのようなご意見、ご要望をお持ちかを伺い、マスタープランに反映させ、今後のまちづくりに役立てることを目的とするものです。

調査の結果を他の目的に使用することはありませんので、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、この調査は、町内にお住まいの20歳以上の世帯主から無作為に抽出した約1,000人の方を対象としています。

平成27年7月

会津坂下町長 齋藤文英

◆回収にあたってのお願い

回答の記入が終わりましたら、お手数ですが、回答用紙を同封してある封筒に入れて、7月13日(月)までに返送してください。

なお、無記名のアンケートですので、封筒には住所、氏名を記入していただく必要はありません。また、切手を貼っていただく必要もありません。

◆回答にあたってのお願い

- ① 回答はできるだけご本人がお答えください。ただし、おひとりで回答が難しいものは、ご家族と相談してお答えください。
- ② お答えは、当てはまる番号に○を、また〔 〕内には具体的にご記入ください。なお、特に注意書きのないものは、回答番号の中から1つを選んで○印をつけてください。
- ③ 記入は、鉛筆、ボールペンなどではっきりとお書きください。

※調査について、ご意見、ご質問等がございましたら、下記へお問い合わせください。

会津坂下町 建設課 都市土木班 電話 0242-84-1506 (直通)

問 12-2. あなたが現在の会津坂下町内で、「わがまちの素晴らしい場所・愛着を感じる場所・子どもたちに残したい施設や場所」と思う場所や施設を教えてください。〔 〕内に3つ以内で、具体的な名称を記入してください。

〔 〕
 〔 〕
 〔 〕

問 13. あなたは、あなたの住んでいる地域の暮らしやすさについて、どの程度満足していますか。
 1～32の項目ひとつひとつについて、あてはまる番号1つに○印をつけてください。

項目		選択肢					わからない
		満足している	満足	どちらかといえば	不満である	わからない	
快適さ	1. 山林や田畑・景観などの周辺の自然環境	1	2	3	4	5	
	2. 空気や川の水のきれいさ	1	2	3	4	5	
	3. 騒音、振動などの静かさ	1	2	3	4	5	
	4. 住まいの日照や風通し	1	2	3	4	5	
衛生	5. ごみの処理	1	2	3	4	5	
	6. し尿の処理	1	2	3	4	5	
安全性	7. 交通安全対策	1	2	3	4	5	
	8. 防犯体制	1	2	3	4	5	
	9. 消防体制	1	2	3	4	5	
	10. 崖崩れ、洪水などの自然災害対策	1	2	3	4	5	
	11. 医療施設や救急医療体制	1	2	3	4	5	
利便性	12. 鉄道の交通の便	1	2	3	4	5	
	13. バスの交通の便	1	2	3	4	5	
	14. 商店の充実などの買い物の便	1	2	3	4	5	
公共施設の整備状況	15. 幹線道路の整備	1	2	3	4	5	
	16. 住宅周辺の生活道路の整備	1	2	3	4	5	
	17. 上水道・下水道の整備	1	2	3	4	5	
	18. 排水路の整備	1	2	3	4	5	
	19. 教育施設（小中学校）の整備	1	2	3	4	5	
	20. 広場や公園、子供の遊び場の整備	1	2	3	4	5	
	21. 趣味・学習のための文化施設の整備	1	2	3	4	5	
	22. スポーツ・レクリエーション施設の整備	1	2	3	4	5	
	23. 保育所など子育て支援のための施設の整備	1	2	3	4	5	
	24. 老人・障がい者のための福祉施設の整備	1	2	3	4	5	

〔次頁に続く〕

項目		選択肢				
		満足している	満足	どちらかといえば	不満	どちらかといえば
地域社会について	25. 近所づきあいや地域の連帯	1	2	3	4	5
	26. 自治会、サークルなどの地域活動	1	2	3	4	5
	27. 祭りなどの地域の行事	1	2	3	4	5
	28. 風紀や雰囲気	1	2	3	4	5
	29. 良い職業を得る場としては	1	2	3	4	5
	30. 子育ての場所としては	1	2	3	4	5
	31. 高齢者が生活する場所としては	1	2	3	4	5
32. 一口に言って会津坂下町の暮らしやすさは		1	2	3	4	5

問 14-1. あなたは今後とも会津坂下町に住み続けたいですか。それとも、他に移りたいと思いませんか。該当する番号に○印をつけてください。

- | | |
|----------------|-------------------|
| 1. 今の場所に住み続けたい | 2. 町内の別の場所で住み続けたい |
| 3. 町外に移りたい | 4. わからない |

問 14-2. 問 14-1 で “2” または “3” とお答えになった方にお聞きします。移転したいと思う理由は何ですか。あてはまる番号全てに○印をつけてください。

- | | |
|---------------------|------------------|
| 1. 近くに親戚や親しい人がいないから | 2. 住宅に不満があるから |
| 3. 周辺環境に不満があるから | 4. 公共施設が整っていないから |
| 5. 都市的な魅力に欠けているから | 6. 通勤・買い物に不便だから |
| 7. 仕事・商売・学校の関係で | 8. 働く場所が少ないから |
| 9. その他 [|] |

C. 会津坂下町の将来のまちづくりについておたずねします

問 15. 将来のまちづくりにおいて、会津坂下町ではどのような環境整備を進めていくべきだと思いますか。あなたのお考えに近いものを選んで、2つ以内で○印をつけてください。

1. 豊かな自然の中でゆったりと暮らすことができる環境
2. 高齢者や障がい者など誰もが安心して暮らすことができる環境
3. 生活に必要な機能（道路、公園などの都市基盤と身近な商業施設などの利便施設）が整った快適な暮らしができる環境
4. 身近に文化活動の場や働く場があり、いきがいと文化を育む環境
5. 既存の商工業を育むとともに、新たな企業誘致を推進できる環境
6. 魅力ある商業や観光など広域から多くの人が集まるにぎわいのある環境
7. その他〔
8. わからない

問 16. 会津坂下町において、今後整備・充実を図るべき施設や機能のなかで、特に力を入れてほしいと思われるものは何ですか。5つ以内で、該当する番号に○印をつけてください。

1. 周辺都市と連絡する国・県道等の幹線道路
2. 町内の各地区と鉄道駅や商店街とを連絡する幹線道路
3. 住宅周辺の町道や生活道路
4. 歩道や歩行者専用・優先の道路
5. 土地区画整理などによる市街地の良好な居住環境整備
6. 買い物に便利な賑わいのある商店街
7. 広域からも人の集まるショッピングセンター、娯楽施設
8. 市街地の駐車場や自転車駐輪場
9. 電車、バス等の輸送力などの公共交通の便
10. ガードレールなどの交通安全施設
11. 防災避難施設や防災安全体制
12. 消防施設や消防体制
13. 河川・水路・雨水排水対策施設
14. 下水道の整備
15. ごみ処理施設や関連体制
16. 病院・医師の確保や健康相談などの保健・医療体制
17. 身近な小規模な公園
18. スポーツ・レクリエーション施設
19. 地区集会所、公民館などの社会教育の場と生涯学習の推進体制
20. 小学校、中学校などの教育施設
21. 高齢者などのための福祉施設や地域福祉の体制
22. 障がい者などのための福祉施設や地域福祉の体制
23. 保育所など子育て支援のための施設
24. 文化センターなどの文化施設
25. 役場出張所や都市施設等の町民への公共サービス施設
26. 公営住宅
27. 美しい街並み景観
28. 歴史的資源
29. 緑豊かな田園・山林の景観
30. 身近な集落の居住環境
31. 農道・水路などの農業生産基盤
32. 企業誘致等による働く場の確保
33. その他〔

問 17. 会津坂下町の土地利用の大きな部分を農地や山林が占めていますが、あなたは会津坂下町の農地・山林の将来について、どのようにお考えですか。あなたのお考えに近いものを2つ以内で、該当する番号に○印をつけてください。

1. 農林業がより盛んになるよう、農地・山林の整備を進め農林業の環境を守っていく
2. 産業としての農林業はもちろん、緑の保全や治水の観点からも農地・山林を守っていく
3. 守っていく農地・山林と開発のために転用する農地・山林を計画的に分ける
4. それぞれの農家の事情で、農地・山林が宅地に転用されるのはやむを得ない
5. 後継者不足などで農林業の振興には限界があるので、集落の活力を維持するため農地・山林の積極的な宅地への転用を図る
6. その他〔
7. わからない

D. まちづくりへの参加についておたずねします

問 18. 会津坂下町ではまちづくりを進めるために、まちづくりについての計画（都市計画）を作成し、それに沿ってさまざまな事業（道路、下水道などの整備）や規制（用途地域、建ぺい率、容積率など）を行っています。これら町の行っている都市計画についてご存じですか。該当する番号に○印をつけてください。

1. よく知っている
2. 少しは知っている
3. ほとんど知らない

問 19. 会津坂下町では、まちづくりを町民の皆さんの合意を得ながら適切に進めるため、地域ごとのきめ細かな都市計画の目標を示す都市マスタープランを策定していますが、この計画についてご存知ですか。該当する番号に○印をつけてください。

1. よく知っている
2. 少しは知っている
3. ほとんど知らない

問 20. まちづくりの主役は誰だとお考えですか。該当する番号に○印をつけてください。

1. 町民
2. 行政（町役場など）
3. 町民と行政
4. その他 []
5. わからない

問 21. 会津坂下町では、今回策定する「都市計画マスタープラン」等に基づき、町民の皆さんの参加を得ながらよりよいまちづくりを進めていきたいと考えていますが、そのためには町民の皆さんのご協力が必要です。あなたはまちづくりに対する町民参加のありかたについてどのようにお考えですか。該当する番号に○印をつけてください。

1. 自分たちのまちを住みよくするために、自分から進んで協力したい
2. 自分から進んではやらないが、依頼されれば協力する
3. あまり関心がないので、地元の熱心な人にまかせたい
4. できれば協力はしたくない
5. その他 []
6. わからない

問 22. 問 21 で“1”、“2”とお答えの方にお聞きします。協力いただける内容はどのようなものですか。該当する番号全てに○印をつけてください。

1. 今回策定する都市計画マスタープランのような計画づくり
2. まちづくりに関する体験学習やイベントの企画や運営
3. ゴミ拾いや草刈等のボランティア
4. 公園などの公共施設の管理や運営
5. 道路や公園などの事業に対する協力
6. その他 []

3. 用語の解説

あ行

アクセス

近づく手段、方法をいう。アクセス道路とは目的地まで近づくための道路のこと。

NPO

民間の非営利組織をいい、営利企業や行政組織とは異なる手法により公益を実現していく役割を担う。特定非営利活動促進法に基づきNPO法人の認証を受ける組織が増加している。

屋外広告物

常時または一定の期間継続して公衆に対して表示されるもので、看板・立看板・はり紙・広告塔・広告板等のこと。

オープンスペース

都市における、建物等のない空いたゆとり空間のこと。

温暖化

二酸化炭素等の増加により、地球の気温が高まり、自然や生活環境に各種の悪影響が生じる現象をいう。

か行

合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽のこと。

基盤施設

さまざまな都市活動を支えるための施設をいう。社会資本と同義である。

狭あいな道路

一般的には狭い道路をいう。特に4m未満の道路を狭あい道路、狭小道路という。

協働

同じ目的のために、協力して働くこと。ここでは、まちづくりを町民・行政が協力して進めることを指す。

緊急輸送路

災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、地域防災計画に基づき町が指定する、役場（災害対策本部）等及び近隣市町村の主要路線と接続する路線のこと。

空閑地

利用可能な土地であるにもかかわらず、使われないままになっている土地のこと。

景観

目の前の環境を一目見て得た視覚的印象をいう。また、この見ることを介して他の多くの人々と環境を意識するプロセスのこと。

検断（けんだん）

中世の日本においては警察・治安維持・刑事裁判に関わる行為・権限・職務を総称した語で、罪科と認定された行為について犯人の捜査と追捕（逮捕）、その後の取調と裁判、判決の執行までの一貫したプロセスを指す。

建築協定

住宅地や商店街等の環境や利便性を維持増進するために、建築基準法に基づき、地区全員の同意に基づき定める協定のこと。

公共下水道

都市計画決定によって整備される都市施設の一つで、主に市街地の家庭雑排水や工場排水による河川や海の汚濁を抑制するための排水・浄化処理施設。

交通安全施設

信号機、道路標識、道路標示、道路照明灯、防護柵、道路反射鏡等の道路における交通の安全を確保するために必要な施設の総称である。

交通結節点

異なる交通手段を円滑に転換させるための機能を持った場所で、バスと電車の乗り換えを行う駅前広場等をいう。

コンパクトな都市構造

都市の基本的な機能が比較的小さな領域に集約された、効率が良く環境負荷の少ない都市構造。現代の都市の多くが平面的に広がりすぎた結果、効率的な社会基盤整備が困難になったり、環境への負荷を増大させた反省から生まれた考え方。

さ行

里山

集落、人里に隣接した結果、人間の影響を受けた生態系が存在する山をいう。

浚渫

河川などの底面を浚って土砂などを取り去る土木工事のこと。

循環型社会

大量消費社会に代わって、持続可能な社会を達成するための新たな社会のイメージ。生産、流通、消費、廃棄という社会経済活動の全段階を通じた資源利用の循環化・効率化、循環負荷の極小化を目指す。

親水公園

河川や池沼等の水辺を利用し、水に触れ親しむことのできる公園。

水源かん養

水源の水質や水量等の状態を良い方向に育てること。

スマートインターチェンジ

高速道路の本線上またはサービスエリア（SA）、パーキングエリア（PA）、バスストップ（BS）に設置されているETC専用のインターチェンジ（IC）のこと。

セットバック

建築物の上部を下部よりも階段状に後退させる建築方法であるが、ここでは良好な環境を育成するために、建築物を敷地境界から一定距離後退させることをいう。

ソフトランディング

軟着陸。

た行

地域地区

都市における土地利用に住居系、商業系、工業系、その他の用途を適正に計画性を持って配分することによって、快適で機能的な都市環境の維持増進を図り、土地の合理的な利用を誘導しようとするもの。地域地区には用途地域、防火地域等がある。

地区計画

地区レベルの道路等の配置、建築物の形態や意匠、土地利用等について地区住民の合意を得て、市町村が都市計画決定し、それに基づいて開発を規制・誘導することにより良好な市街地の環境を形成するものであり、都市計画法及び建築基準法で規定されている。

低床バス

障がい者や高齢者等が、車椅子等に乗ったまま乗り降りできるようにバスの床が低くなっているもの、ノンステップバス。その他に備付けのリフトにより乗降するリフト付きバスもある。

都市機能

商業、交通、文化等の、都市における社会・経済・政治的活動の仕組み、はたらきのこと。

都市計画区域

都市計画を定めるべき区域。

都市計画道路

都市計画法第11条に定められた都市施設の一つであり、都市計画により指定される道路。

土地区画整理事業

都市計画区域内の市街地を面的に整備する代表的な市街地開発事業であり、土地の換地と減歩により、公共施設を平等に出し合うことにより良好な宅地を造成し、これを初めの土地の価値に応じて公平に分配する事業をいう。

都市型の住宅

周辺環境に調和した土地の有効利用により、良好な市街地を形成する多層型集合住宅、また多機能が一体化した住宅。既成市街地では十分な敷地の確保は困難なケースが多いが、経済性や居住環境などの問題を克服するために、連棟式のテラスハウスや重層式のアパート・マンションなどのように共同化することによって、市街地での居住に適合させるように建設される住宅を総称して都市型住宅という。

な行

ネットワーク

ある一定の目的を持ってつながっている網状組織をいう。

農業集落排水事業

農業振興地域における農業用排水の水質保全、機能維持を図ることを目的として、同地域内の農業集落地で実施する汚水処理事業のこと。

難燃化誘導

建築物に対して燃えにくい資材の使用や構造を規定するなどして、火災の発生や延焼の危険性を抑制していくこと。

は行

ハザードマップ

自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。

バス待合所

バス停を、雨や風を防ぐことのできるよう屋根等で覆い、バスを快適に利用できるようにしたもの。

バリアフリー

「バリア」とは元々英語で物理的に人を隔てたり行動を規制したりするという障壁をいう言葉。日本でも、障害がないこと、特に高齢者、障がい者の日常生活に妨げとなる障害を取り除くことを「バリアフリー」という言葉で表すことが一般である。

ポケットパーク

市街地等で、休息の場や都市景観の向上を図るために設けられる広場的機能を有する小規模な公園のこと。

や行

U J I ターン

3つの人口還流現象の総称。Uターン現象：地方から都市へ移住したあと、再び地方へ移住すること。Jターン現象：地方から大規模な都市へ移住したあと、地方近くの中規模な都市へ移住すること。Iターン現象：地方から都市へ、または都市から地方へ移住すること。

用途地域

都市計画で定めることのできる地域地区の最も基本となるもので、土地の合理的利用を図り、市街地の環境の整備、都市機能の向上を目的として、建築物の建築を、用途や容積等により規制する制度で、12種類ある。

ら行

ライフライン

電気、ガス、上下水道、電話、通信等の都市生活や都市活動を支えるために、地域に張り巡らされている供給処理・情報通信の施設をいう。



発行：会津坂下町 建設課 都市土木班
〒969-6592 福島県河沼郡会津坂下町字市中三番甲 3662
TEL 0242-84-1506 FAX 0242-83-1365 ホームページ <http://www.town.aizubange.fukushima.jp/>